

ただいまから、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例第7条第5項の規定に基づき、鹿沼市議会議員政治倫理審査会の審査結果を報告いたします。

令和5年3月23日議長に対し、鈴木毅議員、橋本修議員2名の連署で加藤美智子議員が政治倫理基準に違反している旨の審査請求が提出されたことを受け、3月23日付けで鹿沼市議会議員政治倫理審査会が設置され、本審査請求が付託されました。

審査請求の対象となった事由は、ひまわり食堂への助成金返還を求める陳情、一般社団法人子ども未来の文化活動交流館使用許可取り消しと赤い羽根共同募金助成の報告調査を求める陳情が令和5年3月15日教育福祉常任委員会で慎重に審議され、令和5年3月20日本会議で採択された件について、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例(以下、「条例」という。)第3条政治倫理基準に違反するおそれがある。としたものです。

同審査会は、3月29日、4月27日、5月9日及び5月15日の4回開催し、4月27日の審査会では、審査請求者、関係機関、審査対象者からそれぞれ内容確認を行いました。その後、審査請求の適否を委員に諮ったところ、審査請求として適しているとした委員が11名、審査請求として適していない、否とした委員がいなかったため、本審査請求は、条例に基づく審査請求として適していると決しました。

5月15日の審査会では審査請求者、関係機関、審査対象者からそれぞれ再度の内容確認を、そのほか2名の関係者に対しても内容確認を行いました。その後、政治倫理基準違反行為の存否について委員に諮ったところ、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例の第3条第1号に違反するとした委員が9名、条例第3条第6号にも違反するとした委員が3名、条例第3条に違反しないとされた委員が1名であり、違反行為があると判断されました。

第3条第1号に違反しているとした意見として、「善意でボランティアをしてきたことはよいが、収支報告をきちんとされていなかったことは問題である。」「影響力を不正に行使したというところはないと思うが、条例第2条の(責務)の中で、「市民全体の代表者として市政に携わる自らの役割を深く自覚する」というところが甘かったと感じる。」「議員である以上は市民に疑惑を持たれたときには、説明することが必要だと思うので、それに関してはやはり条例第3条第1号に反していると思う。」などといった意見が出ました。

また、第3条第6号にも違反しているとした意見として、「実績報告を正しく行っていなかったこと、助成金を自主返還したということは適正に運用していなかったことだろうと思う。そして、報告を正しく行っていなかったことは倫理上何らかの違反があると判断する。条例第3条第1号及び第6号に抵触するものと思われる。」といった意見が出ました。

また、条例第3条に違反しないという意見として、「子ども食堂の副代表を務めている団体が実

績報告書を出していなかったことについて、本審査会にて本人および関係者、市役所職員等への内容確認をし、加藤議員が不正な働きをして補助金を獲得した、あるいは実績報告書を提出しなくてもよいようにしたといったことはなかったと認識している。また、赤い羽根共同募金に関して報告誤りや虚偽の記述があったが、これも不正に補助金を取得されたわけではなく、返還も求められていない。また、加藤議員は議員として補助金の申請をしたわけでもない。本人がきちんと説明をすべきものとは思いますが、議員倫理を問うまでのものはない。」といった意見が出ました。

その後、対応措置の内容について諮り、各種委員、議会役職の辞退に相当するとする委員 3 名、本会議議場での謝罪を含めた説明が必要とする委員 6 名であり、対応措置としては本会議議場での謝罪を含めた説明をすることと決しました。

本会議議場での謝罪を含めた説明が必要とする意見として、「自分の言葉で悪かったところを説明して、謝罪すべきところは謝罪していただきたい。」「一般市民に対しての議場での説明が必要。各種委員の辞退、議会役職の辞退は本人の判断に任せるというところでのよい。」「市民の皆さんに議場で説明責任、当然謝罪も入ると考える。議員としての信頼回復ということで、きちんとした説明をしていただければと考える。」などといった意見が出ました。

なお、当審査会の審査結果については、審査結果報告書として 5 月 24 日に議長へ提出しております。

以上で 3 月 23 日付け審査請求に対する鹿沼市議会議員政治倫理審査会審査結果についての報告を終わります。